

日本の ICJ 選択条項受諾宣言と留保

玉田大（神戸大学大学院法学研究科教授）

脱稿日：2016年5月5日

1. 国際司法裁判所の管轄権

[国際司法裁判所 \(ICJ\)](#) の「管轄権」は、裁判所が本案判決を下す権限を意味する。ICJ が「管轄権を有する」場合は本案判決が下されるが、「管轄権を有さない」場合は管轄権段階で訴訟が終了する。国際裁判の管轄権は常に国家の同意に基づいて設定され（管轄権の同意原則）、その設定方法には次の 4 類型がある。①紛争当事国間で付託合意を締結し、ICJ に共同付託する。②選択条項受諾宣言の寄託国の間で、一方的に提訴する。③多数国間条約に含まれる裁判付託条項を利用して一方的に提訴する。④管轄権根拠を援用せずに国家が一方的に提訴し、被提訴国が応訴意思を表示する（応訴管轄）。

2. 選択条項受諾宣言と留保

上記の②について、[ICJ 規程](#) 36 条 2 項（＝選択条項）は次のように規定している。「この規程の当事国である国は、次の事項に関するすべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。a 条約の解釈、b 国際法上の問題、c 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在、d 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲」。宣言寄託国の間では、ICJ の管轄権が自動的に設定される。ただし、実際には以下の難点が存在する。第 1 に、宣言寄託国は 72 カ国に止まる（2016 年 5 月 5 日時点。[寄託国リスト](#)）。国連安保理の常任理事国で宣言しているのは英国だけである（[英国の宣言](#)）。第 2 に、宣言に多くの留保が付されており、ICJ の管轄権を排除している。

3. 日本の 1958 年宣言

日本は 1958 年に以下の受諾宣言を寄託した（本文は[こちら](#)）。「[...] この宣言の日付以降の事態又は事実に関して同日以降に発生するすべての紛争であって他の平和的解決方法によって解決されないものについて、国際司法裁判所の管轄を、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、かつ、相互条件で、当然にかつ特別の合意なしに義務的であることを認める [...]」。この宣言については、以下の 3 点に注意を要する。

第 1 に、宣言には以下の留保が付されている。「この宣言は、紛争の当事国が、最終的かつ拘束力のある決定のために、仲裁裁判又は司法的解決に付託することに合意したか又は合意する紛争には適用がないものとします」。第 2 に、上記宣言には、「五年の期間効力を有し、その後は、この宣言が書面による通告によって廃棄される時まで効力を有する」という記述があるが、これは留保ではない（[ICJ 規程](#) 36 条 3 項の条件）。第 3 に、上記宣言は、対象紛争を「この宣言の日付以降の事態又は事実に関して同日以降に発生するすべての紛争」に限定している。これは時間的留保（ベルギー型留保）であり、①宣言日以前に

生じた紛争だけでなく、②宣言日以降に生じた紛争であっても、その原因となった「事態又は事実」が宣言日以前に遡るものを管轄権から除外している。

4. 日本の 2007 年宣言

2007年7月9日、日本は新たな留保を付した宣言を寄託した。新留保は以下のものである。「この宣言は、紛争の他のいずれかの当事国が当該紛争との関係においてのみ若しくは当該紛争を目的としてのみ国際司法裁判所の義務的管轄を受諾した紛争、又は紛争の他のいずれかの当事国による国際司法裁判所の義務的管轄の受諾についての寄託若しくは批准が当該紛争を国際司法裁判所に付託する請求の提出に先立つ 12 箇月未満の期間内に行われる場合の紛争には、適用がないものとします」。この留保の目的は、特定紛争を狙い撃ちにした提訴や不意打ち提訴（例えば、[インド通行権事件](#)では宣言寄託から3日後に提訴されている）を回避することにある。

5. 日本の 2015 年宣言

2010年、豪州が日本を相手に ICJ に提訴し（[南極海捕鯨事件](#)）、管轄権の根拠として豪州と日本の選択条項受諾宣言を援用した。[2014年3月31日の判決](#)において ICJ は、第2期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）が国際捕鯨取締条約第8条1の範囲に収まらないと判断し、日本に捕鯨許可証の撤回を命じた。その後、2015年10月6日に日本政府は[新しい留保を含む選択条項受諾宣言](#)を寄託した。すなわち、「海洋生物資源の調査、保存、管理又は開発について、これらから生ずる、これらに関する又はこれらに関係のある紛争」(any dispute arising out of, concerning, or relating to research on, or conservation, management or exploitation of, living resources of the sea) を管轄権から排除している。鯨類を含む海洋生物資源に関する紛争については ICJ での解決を認めないという趣旨である。

このように海洋生物資源紛争を除外する例は、[フィリピンの留保](#)（1972年）や[NZの留保](#)（1977年）にも見られる。後者の場合、「[...] 領海基線から200海里以内にある生物資源の探査、開発、保存又は管理に関して NZ が主張又は行使する管轄権又は権利から生じる又はそれに関する紛争」が除外されている。[バルバドスの留保](#)（1980年）では、「海洋生物資源の保存、管理又は開発について、バルバドスが主張又は行使する管轄権又は権利から生じる又はそれに関する紛争」が除外されている。日本の留保の後、2015年12月2日にブルガリアも新留保を付し、「生物資源および非生物資源の探査および開発に関する紛争」を除外している（[UNTC](#)を参照）。

6. 新留保の必要性

日本が新留保を付す必要があったのは、2014年判決の後も「科学調査捕鯨」を実施しているからに他ならない。第1に、南極海捕鯨に関しては[新南極海鯨類科学調査計画](#)（NEWREP-A）を新たに策定し、実施している（2015年12月～2016年3月。調査結果は[こちら](#)）。第2に、第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）は ICJ 判決の対象外であったが、自主的に調査規模を縮小して継続している（なお、平成28年度で同調査は終了し、新たな調査計画が策定される予定である）。こうした状況に鑑み、豪の再提訴（又は NZ の新提訴）の可能性に対処しておくことが新留保の主たる目的と解される。この新留保の必

要性について、以下では訴訟法上の観点から検討しておこう。

第1に、同じ当事者（豪州）が同じ請求（JAPRA II の違法性確認）を提起しても、前訴判決の既判力によって遮断される。ただし、NZ（前訴では非当事国）が提訴した場合、あるいは豪州が新しい請求を提起した場合（例えば、判決不履行の確認請求や NEWREP-A の違法性確認請求）、既判力は作用しない。第2に、前訴と同一の紛争を除外する留保があり得る。例えば、[英国の第4留保](#)（2014年12月31日の受諾宣言）は、「同一の又は他の当事国によって以前に裁判所に付託された紛争と実質的に同一の紛争」を除外している。ただし、この留保を付した場合でも、新しい紛争が前の紛争と「実質的に同一」か否かが争われる可能性がある。第3に、NZが提訴した場合、日本は[NZの留保](#)を援用することができるが（相互主義）、同留保には地理的制限があるため、ICJの管轄権を完全に排除することはできない。

以上のように、将来起こり得る捕鯨紛争について ICJ の管轄権を排除するには、海洋生物資源紛争を除外する新留保を付すことが適切な対処法であると言えよう。

7. 国連海洋法条約上の紛争解決手続

ただし、（上記の論点には触れることなく）日本政府は新留保の理由を次のように説明している。「[...] 我が国が国連海洋法条約の締約国であり、[...] 海洋生物資源の調査、保存、管理又は開発について国際的な紛争が生じた場合には、他の特別の合意が存在しない限り、海洋生物資源に関する規定が置かれ、また、科学的・技術的見地から専門家の関与に関する具体的な規定が置かれている国連海洋法条約上の紛争解決手続を用いることがより適当である [...]」（外務省国際法局国際法課、「[国際司法裁判所（ICJ）について](#)」）。

そこでまず、国連海洋法条約（UNCLOS）の紛争解決手続の構造を見ておこう。締約国は、紛争解決手段として、国際海洋法裁判所（ITLOS）、ICJ、附属書 VII 仲裁裁判所、附属書 VIII 特別仲裁裁判所のうちの1又は2以上を選択する（287条1項。各国の宣言は[ウェブ上で公開](#)）。紛争当事国が同一手続を受け入れていない場合、[附属書 VII](#) 仲裁にのみ付することができる（287条5項）。すなわち、附属書 VII 仲裁が紛争解決の最終手段として確保されている。なお、豪は287条宣言（2002年3月21日）において ITLOS と ICJ を選択しているが、日本と NZ は287条宣言をしていない。従って、仮に豪・NZ が日本を相手に紛争解決手続に訴えた場合、利用可能な手続は附属書 VII 仲裁裁判所となる。では、捕鯨紛争をこの仲裁裁判所に付託した場合、どうなるであろうか。

第1に、海洋法条約の紛争解決手続で扱えるのは、「この条約の解釈又は適用に関する紛争」に限られる（286条1項）。海洋法条約には「海洋生物資源に関する規定」が多数存在するが（56, 61, 62, 73, 77, 117, 118, 119, 246条）、国際捕鯨取締条約（ICRW）は解釈・適用されない。その結果、科学調査捕鯨（特別許可捕鯨）の ICRW 上の合法性は判断されないため、紛争解決は部分的なものに止まる。

第2に、日本政府によれば、海洋法条約の紛争解決手続には「科学的・技術的見地から専門家の関与に関する具体的な規定」があるという。この点で、①海洋法条約上、裁判所は「2人以上の科学又は技術の分野における専門家（expert）を紛争当事者と協議の上選定することができる」（289条）。ただし、ICJにおいても各当事国は証人（witness）と鑑定人（expert）を召喚でき（ICJ規則63条）、尋問と反対尋問も行われる（同65条）。②海洋法

条約における「専門家」は、「投票権なしで当該裁判所に出席する」（海洋法条約 289 条）。すなわち、当事国が任命する専門家ではなく、裁判所の一部を構成する人員が任命される。ただし、ICJ でも裁判所自身が自らのために鑑定を依頼することが認められており（ICJ 規程 50 条）、この点で大きな相違があるわけではない。